



2024年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社フジオフードグループ本社  
代 表 者 代表取締役 藤尾政弘  
(東証プライム コード番号 2752)  
問合せ先 取締役 財務経理本部長 仁田英策  
T E L 06-6360-0306

## 新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年11月22日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行に伴い、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは、「お客様に人のぬくもりを感じていただく」お店づくりをコンセプトに店内調理、安心安全な食を提供することでお客様に喜んでいただける店舗を目指し、「大衆食のカテゴリーで日本一の外食企業になる」ことを基本方針とし、定食/専門店/喫茶/カフェ/スイーツ、オーダー/ビュッフェ店などの多面的なブランドを直営及びFC（フランチャイズ）展開しており、2024年9月末時点の総店舗数は706店舗（FCを含む）となっております。

外食産業におきましては、食材価格やエネルギー価格の高騰、慢性的な人手不足等が懸念されるものの、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う人流の回復や、インバウンド消費の拡大等により堅調な需要が続いております。

そのような中、当社グループは新型コロナウイルス感染症による経営成績への大きな影響を踏まえ改めて中長期戦略を策定、STEP1として2023年12月期においては不採算店舗の整理及び直営事業からFC事業への一部転換を始めとしたコスト削減の断行による損益分岐点の引き下げと経常黒字化を実現しました。足元はSTEP2として既存ブランドにおける収益力向上の取り組み、新規ブランドの育成、直営店依存体質の脱却に向けたFC展開の強化を図り、STEP1で実現した経常黒字の定着化を図っております。そして、中長期戦略としてFCビジネス拡大を念頭に全国で一般消費者の層に合わせたブランドを積極的に展開していく方針です。これらの取り組みとともに、当社は中国・台湾・インドネシア・フィリピンに海外展開を進めており、引き続きアジアを中心に事業拡大を図ってまいります。

これらの取り組みを進めていくにあたっては新規出店投資や店舗改装投資などの成長投資戦略の継続が必要不可欠であり、各事業を早期に成長軌道に乗せるための投資と財務健全性向上のための資本増強の必要性が更に高まっていることから、当面の必要資金を確実に調達するとともに、今後の成長投資戦略に備えた財務基盤の強化を図るため、新株式発行を決定しました。

今回の新株式発行に伴う調達資金は、既存ブランドにおける事業拡大のための新規出店及び業態変更含む集客力向上のための既存店舗改装に係る設備投資資金、財務内容の健全化に向けた劣後ローンを含む借入金の返済に充当する予定です。今後の成長戦略に必要な資金を調達するとともに、当社の戦略を着実に推進し収益力の更なる向上を図り、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

中期的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、企業価値の最大化を目指してまいります。

なお、当社は本日付で、第14回新株予約権の取得及び消却することを決議しました。第14回新株予約権の取得及び消却については、本日公表しております「第14回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

## 記

### I. 新株式発行及び株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年12月2日(月)から2024年12月5日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2024年12月9日(月)から2024年12月12日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤尾政弘に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 750,000株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤尾政弘に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 750,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2024年12月26日(木)
- (6) 払 込 期 日 2024年12月27日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 藤尾政弘に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

る売出しの売出株式数は、750,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2024年11月22日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2024年12月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年12月23日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	45,491,921株	（2024年11月22日現在）
一般募集による増加株式数	5,000,000株	
一般募集後の発行済株式総数	50,491,921株	
本件第三者割当増資による増加株式数	750,000株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	51,241,921株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限6,930,667,500円について、3,078,000,000円を2027年12月末までに既存ブランドにおける事業拡大のための新規出店資金に、1,800,000,000円を2027年12月末までに集客力向上のための既存店舗の業態変更、改装等の店舗設備投資資金に、残額を2025年5月末までに2021年5月に借り入れた資本性劣後ローンを含む借入金返済資金に充当する予定であります。

具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、設備投資計画については、2024年11月22日現在下表のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (増加客 席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 串家物語 1店舗 (愛知県)	直営事業	店舗設備等	73	—	増資資金	2025年1月	2025年5月	112
当社 つるまる 1店舗 (埼玉県)	直営事業	店舗設備等	21	—	増資資金	2025年3月	2025年5月	20
当社 直営店73店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等	2,984	—	増資資金	2025年1月	2027年12月	(注) 1.
当社 直営店300店舗 (大阪府他)	直営事業	店舗設備等 (既存店に おける設備 更新、業態 変更)	1,800	—	増資資金	2025年1月	2027年12月	(注) 2.

(注) 1. 出店地域、業態により店舗あたりの客席数が異なり、合理的に算出する事が困難であるため、記載しておりません。

2. 主に集客力の維持向上や業務効率化を図るための投資であり、合理的に算出する事が困難であるため、記載しておりません。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微であります。資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び自己資本比率の向上による財務体質の強化に繋がり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、剰余金の配当を中心とした株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の1つと認識しており、具体的には収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期かつ安定した中間及び期末の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会（当社定款中「毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。」旨を定めております。）であります。

この方針に基づき業績及び配当性向を総合的に考慮して、利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業拡大のための投資を行っております。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の成長投資戦略に備えた財務基盤の強化及び事業拡大のための資金として活用してまいります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
1株当たり連結当期純利益	△11.23円	△77.21円	△15.71円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	2.50円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績連結配当性向	-%	-%	-%
自己資本連結当期純利益率	-%	-%	-%
連結純資産配当率	2.9%	-%	-%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、2021年12月期については1株当たり連結当期純損失であるため、2022年12月期及び2023年12月期については1株当たり連結当期純損失であり、また無配のため、記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、いずれの期においても親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、2022年12月期及び2023年12月期は無配のため、記載しておりません。

#### 5. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、2024年11月22日開催の当社取締役会において、2023年3月16日にLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio及び当社代表取締役社長である藤尾政弘氏を割当先として第三者割当による第14回新株予約権22,500個（対象株式数2,250,000株）を発行しておりますが、当該新株予約権について、本日2024年12月27日において残存する新株予約権18,100個の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該新株予約権の全部を消却することを決議しております。さらに、当社は2024年11月11日付で残存新株予約権を保有するLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund及びMAP246 Segregated Portfolioに対して2024年11月14日から2024年12月30日までを行使停止期間とする停止要請の通知を行っております。これにより、今後第14回新株予約権の行使による当社普通株式の交付は行われない見込ですので本欄には第14回新株予約権の内容を記載しておりません。詳細につきましては、本日公表いたしました「第14回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

## (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

### ① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達方法	調達した 資金の額	調達後 資本金	調達後 資本準備金
2023年3月16日	第三者割当による 新株式の発行	254,800,000円	2,424百万円	2,304百万円
2023年3月16日	第三者割当による 自己株式の処分	849,003,800円	2,424百万円	2,304百万円
2023年3月16日	第三者割当による 第14回新株予約権 (注) 1.	3,035,025,000円 (注) 2.	2,424百万円	2,304百万円
2024年4月26日	譲渡制限付株式報酬 としての新株式の発行	19,994,742円	2,637百万円	2,516百万円

(注) 1. 第14回新株予約権は、前記<ご参考>「5. その他(2) 潜在株式による希薄化情報」に記載のとおり、当社は、2024年12月27日において残存する新株予約権の全部を発行時における払込金額と同額で取得するとともに、取得後直ちに当該新株予約権の全部を消却することを決議しております。

2. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。ただし、(注) 1.のとおり当該新株予約権は取得・消却される予定です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	第23期 2021年12月期	第24期 2022年12月期	第25期 2023年12月期	第26期 2024年12月期
始 値	1,256円	1,321円	1,329円	1,407円
高 値	1,491円	1,424円	1,546円	1,538円
安 値	1,172円	1,232円	1,296円	1,271円
終 値	1,320円	1,329円	1,408円	1,329円
株価収益率	—	—	—	—

- (注) 1. 2024年12月期の株価については、2024年11月21日現在で表示しております。  
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2021年12月期、2022年12月期及び2023年12月期については、1株当たり連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。また、2024年12月期については、期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

2023年3月16日に実施した第三者割当における各割当先の保有方針に変更はありません。

なお、第14回新株予約権については、前記<ご参考>「5. その他(2)潜在株式による希薄化情報」に記載のとおり、当社は、2024年12月27日において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに当該新株予約権の全部を消却することを決議しております。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社エフエム商業計画、サッポロビール株式会社、藤尾政弘及び藤尾英雄は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

2024年11月22日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行に伴い、下記のとおり当社の主要株主であるサッポロビール株式会社が主要株主でなくなるが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 名称        | サッポロビール株式会社          |
| (2) 所在地       | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号    |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 野瀬裕之         |
| (4) 事業内容      | ビールその他の種類の製造、販売等     |
| (5) 資本金       | 100億円（2023年12月30日現在） |

### 3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年8月26日現在)	45,928 個 (4,592,800 株)	10.10%	第2位
異動後	45,928 個 (4,592,800 株)	9.10%	第2位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2024年6月30日現在の総株主の議決権の数454,849個に基づき算出しております。

2024年6月30日現在の発行済株式総数 45,491,921株  
議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 7,021株

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数454,849個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し」の1.に記載の一般募集により増加する議決権の数50,000個を加算した総株主の議決権の数504,849個を基準に算出しております。

3. 当該株主の所有議決権の数及び所有株式数は、当該株主が2024年8月27日に提出した大量保有報告書の変更報告書（報告義務発生日：2024年8月26日）に基づいております。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し」の1.に記載の払込期日（発行価格等決定日の5営業日後の日）。

### 5. 今後の見通し

本件による当社業績への影響はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。